

平成18年第2回定例会 壱岐市議会会議録(第5日)

議事日程(第5号)

平成18年6月26日 午前10時00分開議

日程第1	議案第77号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第78号	壱岐市税条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第79号	壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第80号	壱岐市立特別養護老人ホーム附属デイ・サービスセンター条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第81号	壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第82号	平成18年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第83号	平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第84号	平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第85号	平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第86号	平成18年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第87号	平成18年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第88号	平成18年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第89号	壱岐高等職業訓練校の指定管理者の指定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第90号	壱岐市自動車教習所の指定管理者の指定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第91号	壱岐市シーサイド小水浜の指定管理者の指定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第92号	サンドーム壱岐の指定管理者の指定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第93号	壱岐市国民宿舎壱岐島荘の指定管理者の指定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第94号	筒城浜ふれあい広場の指定管理者の指定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第19	議案第95号	壱岐市海釣り筏施設の指定管理者の指定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第96号	マリンパル壱岐の指定管理者の指定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第97号	青嶋公園の指定管理者の指定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第98号	壱岐市文化財展示館の指定管理者の指定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第99号	武生水B辺地、武生水C辺地、志原A辺地、東可須辺地、布気辺地、本宮辺地、諸吉辺地、仲・大石辺地、芦辺浦辺地、大左右・中山辺地及び瀬戸浦辺地に係る総合整備計画の策定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	請願第1号	一級市道能尻線及び一級市道江角諸津線道路改良工事の早期採択施工に関する請願	産業建設常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第25	請願第2号	漁業集落環境整備事業による造成地の早急な整備に関する請願	産業建設常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第26	陳情第2号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	総務文教常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第27	陳情第3号	患者・国民負担増の「医療制度改革法案」反対の意見書採択を求める陳情	厚生常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第28	陳情第4号	最低賃金制度の改正を求める陳情	総務文教常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第29	議案第100号	壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第30	議案第101号	壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第31	議案第102号	壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第32	議案第103号	訴訟上の和解について	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第33	議案第104号	八幡浦地区特定漁港整備工事（1工区）請負契約の締結について	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第34	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・了承
日程第35	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・了承
日程第36	発議第3号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第37	委員会の閉会中の継続審査及び調査の件		申し出のとおり決定
日程第38	議員派遣の件		原案のとおり決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員(25名)

1番	音嶋 正吾君	2番	町田 光浩君
3番	小金丸益明君	4番	深見 義輝君
5番	坂本 拓史君	6番	町田 正一君
7番	今西 菊乃君	8番	市山 和幸君
9番	田原 輝男君	10番	豊坂 敏文君
11番	坂口健好志君	12番	中村出征雄君
13番	鵜瀬 和博君	14番	中田 恭一君
16番	久間 進君	17番	大久保洪昭君
18番	久間 初子君	19番	倉元 強弘君
20番	瀬戸口和幸君	21番	市山 繁君
22番	近藤 団一君	23番	牧永 護君
24番	赤木 英機君	25番	小園 寛昭君
26番	深見 忠生君		

欠席議員(1名)

15番 馬場 忠裕君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	川富兵右エ門君	事務局次長	山川 英敏君
事務局係長	瀬口 卓也君	事務局書記	松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	長田 徹君	助役	澤木 満義君
収入役	布川 昌敏君	教育長	須藤 正人君
総務部長	松本 陽治君	市民生活部長	山本 善勝君
産業経済部長	喜多 丈美君	建設部長	中原 康壽君

消防本部消防長	山川 明君	郷ノ浦支所長	鳥巢 修君
勝本支所長	米本 実君	芦辺支所長	久田 昭生君
石田支所長	瀬戸口幸孝君	市民病院事務長	山本 龍君
教育次長兼文化財課長	山内 義夫君
総務課長	堤 賢治君	財政課長	久田 賢一君

午前10時00分開議

議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は25名であり、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

議事に入る前に、会議録署名議員の追加指名を行います。

本定例会会議録署名議員でありました15番馬場忠裕議員が、本日欠席ですので、17番大久保洪昭議員を追加して指名します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議案審議を行います。

・ ・

日程第1．議案第1号～日程第28．陳情第4号

議長（深見 忠生君） 日程第1、議案第77号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてから、日程第28、陳情第4号最低賃金制度の改正を求める陳情まで、28件を一括議題とします。

本案については、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長及び副委員長から報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長の報告を求めます。中田総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 登壇〕

総務文教常任委員長（中田 恭一君） 総務文教常任委員会の審査の報告をいたしたいと思えます。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。議案番号、件名、審査の結果の順に報告をさせていただきます。

議案第77号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。議案第78号壱岐市税条例の一部改正について、原案可決。議案第89号壱岐高等職業訓練校の指定管理者の指定について、原案可決。議案第90号壱岐市自動車教習所の指定管理者の指定について、原案可決。議案第97号青嶋公園の指定管理者の指定について、原案可決。議案第98号壱岐市文化財展示館の指定管理者の指定について、原案可決。議案第99号武生水B辺地、武生水C辺地、志原A辺

地、東可須辺地、布気辺地、本宮辺地、諸吉辺地、仲・大石辺地、芦辺浦辺地、大左右・中山辺地及び瀬戸浦辺地に係る総合整備計画の策定について、原案可決。

以上です。

同じく委員会の審査報告。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第138条の規定により報告をいたします。受理番号、付託年月日、件名、審査の結果、委員会の意見、措置の順に報告をさせていただきます。

陳情第2号、平成18年6月14日、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情、採択すべきもの、意見はなし、措置としては意見書の提出を行います。

陳情第4号、平成18年6月14日、最低賃金制度の改正を求める陳情、不採択とすべきもの、委員会の意見なし。不採択の理由といたしまして、地域の実情を勘案せずに最低賃金を引き上げることによって企業経営を圧迫するおそれがあり、ひいては雇用情勢に及ぼす影響も憂慮されるという理由でございます。

以上です。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。近藤厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 登壇〕

厚生常任委員長（近藤 団一君） 厚生常任委員会の審査報告を行います。本委員会に付託された議案は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。議案番号、件名、審査の結果の順に行います。

議案第79号壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター条例の制定について、原案可決。議案第80号壱岐市立特別養護老人ホーム附属デイサービスセンター条例の一部改正について、原案可決。議案第83号平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第84号平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

意見として、議案第80号の審査において、特別養護老人ホームの現地調査を行ったが、当施設は築35年を経過し、修繕を繰り返している。また災害の発生に対する避難通路、場所が確保されていないなど、入居者の人命にかかわる問題もあり、早急に新築移転を要する。

なお、審査の中で出された主な意見等について報告をいたします。まず議案第79号壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター条例の制定についての審査について報告します。本条例の制定は、新しい施設が坪触地区に完成し、7月中旬から供用開始されることによるものです。

質疑の中で、施設の指定管理者の指定については、現在社会福祉協議会と協議中であり、指定へ向け努力中であるとのことでした。また移転後、現在利用している郷ノ浦地区の施設の利用については、シルバー人材センターの事務局として、また社会福祉協議会より生きがいデイサービ

ス事業への利用の申し込みがあり、検討中とのことでした。

次に、議案第 8 3 号 苓岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についての審査について報告します。本件は直営診療施設「勝本診療所」の委託事務職員の退職に伴う退職慰労金の補正であり、嘱託職員退職慰労金支給要綱に準じて支払おうとするものです。

委託事務職員の任用に対する質疑では、就業契約により旧勝本町のときから新市に引き継がれたものであるとのことですが、今後は新規に採用される職員の身分の取り扱いについては、直営診療施設の指定管理者指定を含め、早急に検討する必要があるとの意見がありました。

次に、陳情の件を報告いたします。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 3 8 条の規定により報告いたします。受理番号、付託年月日、件名、審査の結果、委員会の意見等、順に申し上げます。

陳情第 3 号、平成 1 8 年 6 月 4 日患者国民負担増の医療制度改革完全法案反対の意見書採択を求める陳情、審査の結果は不採択とすべきもの。委員会の意見は特にはありませんが、不採択とすべきものとなった理由は、今回の法は高齢者の患者医療費の負担増や、新たな高齢者医療制度の創設、保険者を市町村単位から県単位へ再編統合などであるが、進行する高齢化社会へ対応し、ふえ続ける医療費の抑制を図り、医療保険財政の健全化を確保するためであり、法制定はやむを得ないと思われる。本陳情の審査にあたっては、健康保険課長より医療制度改革について説明を受けて審査を行いました。今回の法には、出産一時金を 3 5 万円へ増額することや、乳幼児の窓口負担率の軽減措置など、少子化対策や生活習慣病の予防対策も盛り込まれているとのことでした。医療制度改革関連法案は、去る 6 月 1 4 日、参議院本会議において可決成立しています。また付託案件以外であります。所管事務事項である郷ノ浦町大浦触にある「苓岐葬斎場」の現地調査を行いました。待合室の空調機器やいすの増設など、利用者の利便性に配慮し、早急に改善が必要と思われましたので報告をいたします。

以上で終わります。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。赤木産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 登壇〕

産業建設常任委員長（赤木 英機君） おはようございます。産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 3 条の規定により報告します。議案番号、件名、審査の結果の順で報告いたします。

議案第 8 1 号 苓岐市農業機械銀行条例の一部改正について、原案可決。議案第 8 5 号 平成 1 8 年度 苓岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案可決。議案第 8 6 号 平

成 18 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案可決。議案第 87 号成 18 年度壱岐市芦辺港ターミナル事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案可決。議案第 88 号平成 18 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 1 号）について、原案可決。議案第 91 号壱岐市シーサイド小水浜指定管理者の指定について、原案可決。議案第 92 号サンドーム壱岐の指定管理者の指定について、原案可決。議案第 93 号壱岐市国民宿舎壱岐島荘の指定管理者の指定について、原案可決。議案第 95 号壱岐市海釣り筏施設の指定管理者の指定について、原案可決。議案第 96 号マリナル壱岐の指定管理者の指定について、原案可決。

続きまして、本委員会に付託された請願を審査した結果の報告いたします。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 136 条の規定により、報告いたします。受理番号、付託年月日、件名、審査の結果、委員会の意見等、順に追います。

請願第 1 号、平成 18 年 3 月 8 日付託、一級市道能尻線及び一級市道江角諸津線道路改良工事の早期採択施工に関する請願について、審査の結果、不採択とすべきもの、委員会の意見はございませんでした。

請願第 2 号、平成 18 年 3 月 8 日、漁業集落環境整備事業による造成地の早急な整備に関する請願、採択とすべきもの、委員会の意見はございません。なお、請願第 1 号が不採択とすべきものとなった理由につきましては、本件請願にかかわる路線についての重要性は認識するところであり、市においても一部区間の整備計画に着手されている状況にある。しかしながら、議会として個別路線の整備計画に介入することは市の道路計画全般に不公平を欠くおそれがあるとのことから不採択とすべきものとなった。

以上でございます。

〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 次に、産業建設常任副委員長及び予算特別委員長の報告を求めます。大久保産業建設常任副委員長及び予算特別委員長。

〔産業建設常任副委員長・予算特別委員長（大久保洪昭君） 登壇〕

産業建設常任副委員長・予算特別委員長（大久保洪昭君） 審査の報告をいたします。

議案第 94 号筒城浜ふれあい広場の指定管理者の指定については、委員会条例第 18 条の規定により赤木委員長に除斥を願い、同条例第 12 条の規定により副委員長が職務を代行し、審査の結果、原案可決となりましたので、会議規則第 103 条の規定により報告をします。

次に、予算特別委員会の報告を行います。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 103 条の規定により報告します。議案番号、議案第 82 号平成 18 年度壱岐市一般会計補正予算（第 1 号）、原案可決。

以上です。

〔産業建設常任副委員長・予算特別委員長（大久保洪昭君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これから、各委員長及び副委員長の報告に対する質疑を行います。

日程第1、議案第77号吉崎市附属機関設置条例の一部改正についてから、日程第28、陳情第4号最低賃金制度の改正を求める陳情まで、28件に対し、一括して各委員長及び副委員長の報告に対する質疑を行います。

なおここで申し上げておきますが、各委員長及び副委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、御参考までに申し上げておきます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） ほかに質疑はないようですので、日程第1、議案第77号から日程第28、陳情第4号まで28件の各委員長及び副委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

日程第1、議案第77号吉崎市附属機関設置条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第77号吉崎市附属機関設置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第78号吉崎市税条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第78号吉崎市税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第79号壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第79号壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター条例の制定については、委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、日程第4、議案第80号壱岐市立特別養護老人ホーム附属デイ・サービスセンター条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第80号壱岐市立特別養護老人ホーム附属デイ・サービスセンター条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第81号壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第81号壱岐市農業機械銀行条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第82号平成18年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第 8 2 号平成 1 8 年度壱岐市一般会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 7、議案第 8 3 号平成 1 8 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第 8 3 号平成 1 8 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 8 4 号平成 1 8 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第 8 4 号平成 1 8 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 8 5 号平成 1 8 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第 8 5 号平成 1 8 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 1 0、議案第 8 6 号平成 1 8 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第 86 号平成 18 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 11、議案第 87 号平成 18 年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第 1 号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第 87 号平成 18 年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 12、議案第 88 号平成 18 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 1 号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第 88 号平成 18 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 13、議案第 89 号壱岐高等職業訓練校の指定管理者の指定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第 89 号 壱岐高等職業訓練校の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 14、議案第 90 号 壱岐市自動車教習所の指定管理者の指定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第 90 号 壱岐市自動車教習所の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 15、議案第 91 号 壱岐市シーサイド小水浜の指定管理者の指定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第 91 号 壱岐市シーサイド小水浜の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 16、議案第 92 号 サンドーム壱岐の指定管理者の指定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第 92 号 サンドーム壱岐の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 17、議案第 93 号 壱岐市国民宿舎壱岐島荘の指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第93号壱岐市国民宿舍壱岐島荘の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、赤木英機議員の退場をお願いします。

〔24番（赤木 英機君） 退場〕

議長（深見 忠生君） 次に、日程第18、議案第94号筒城浜ふれあい広場の指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第94号筒城浜ふれあい広場の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

〔24番（赤木 英機君） 入場〕

次に、日程第19、議案第95号壱岐市海釣り筏施設の指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第95号壱岐市海釣り筏施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第96号マリンパル壱岐の指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第96号マリンパル壱岐の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第97号青嶋公園の指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第97号青嶋公園の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第98号壱岐市文化財展示館の指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第98号壱岐市文化財展示館の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第99号武生水B辺地、武生水C辺地、志原A辺地、東可須辺地、布気辺地、本宮辺地、諸吉辺地、仲・大石辺地、芦辺浦辺地、大左右・中山辺地及び瀬戸浦辺地に係る総合整備計画の策定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第99号武生水B辺地、武生水C辺地、

志原 A 辺地、東可須辺地、布気辺地、本宮辺地、諸吉辺地、仲・大石辺地、芦辺浦辺地、大左右・中山辺地及び瀬戸浦辺地に係る総合整備計画の策定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 2 4、請願第 1 号一級市道能尻線及び一級市道江角諸津線道路改良工事の早期採択施工に関する請願の討論を行います。討論ありませんか。6 番、町田議員。どちらの討論ですか。

〔 6 番（町田 正一君） 登壇 〕

議員（ 6 番 町田 正一君 ） 不採択に対して反対です。

私は、請願第 1 号の不採択について反対討論を行います。

不採択となった理由にですね、議会として個別路線の整備計画に介入することは市の道路計画全般に公平性を欠くおそれがあるというふうに委員長の報告がありましたけれども、市が出した道路計画の個別路線の整備計画に対してですね、議会がこういった判断をしないということになれば、それもまた不公平だということになればですね、一体だれが市が出した道路計画に対してチェックするのでしょうか。

本来議会はですね、市の道路計画全般に対して公平性が欠いとるかどうかということをチェックするのも議会の役割です。しかも、今回の請願についてはですね、本当に少数の住民ではなくて、勝本、江角、諸津、この市道に関する地域住民の各公民館の代表は全員集まっております。しかも、私たちはその話し合いの場に私はおりましたけれども、採択されても、議会で採択されてもですね、非常に市の財政の厳しさも住民には説明しておりますし、もし採択されたとしても実現というのは非常にまだ長い年月がかかるだろうということも出席した議員は住民に対してはきちんと説明しております。

本来、採択するかどうかということは、この住民が出した請願がですね、正当かそうじゃないことということだけを判断すればいいことであって、その後のこの道路の執行に対してはですね、それは予算面とかそういうことを考えて行政当局が判断すればいいことです。本来住民がですね、ここまで必要としている道路に対する請願をですね、議会が否決するということであればですね、今後住民は一体どこにその道路の早期着工とかそういうことをどこに持っていったいいのか。各道路についてですね、すべてこういう形で否決されるようなことがあったら、各住民は道路整備に関して一体どこにそれを持っていいのかわからない。本来議会機能のですね 私はこの委員会報告はですね、議会機能の否定であると私は思っております。そういった立場から今回の産業建設常任委員会のこの請願第 1 号に対する不採択については徹底的に反対したいと思います。

以上です。

〔 6 番（町田 正一君） 降壇 〕

議長（深見 忠生君） 委員長報告に対して賛成の方があればお願いをします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） ありませんね。討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立少数です。したがって、請願第1号、一級市道野尻線及び一級市道江角諸津線道路改良工事の早期採択施工に関する請願は、不採択とすることに決定しました。

次に、日程第25、請願第2号漁業集落環境整備事業による造成地の早急な整備に関する請願の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。請願第2号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、請願第2号漁業集落環境整備事業による造成地の早急な整備に関する請願は採択することに決定しました。

次に、日程第26、陳情第2号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。陳情第2号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、陳情第2号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第27、陳情第3号、患者・国民負担増の「医療制度改革関連法案」反対の意見書採択を求める陳情の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立少数です。したがって、陳情第3号、患者・国民負担増の「医療制度改革関連法案」反対の意見書採択を求める陳情は不採択とすることに決定しました。

次に、日程第28、陳情第4号最低賃金制度の改正を求める陳情の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。陳情第4号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立少数です。したがって、陳情第4号最低賃金制度の改正を求める陳情は不採択とすることに決定しました。

日程第29・議案第100号～日程第35・諮問第4号

次に、日程第29、議案第100号吉本市職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第35、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてまで、本日送付されました7件を議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 議案第100号より104号までは担当部課長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

〔総務部長（松本 陽治君） 登壇〕

総務部長（松本 陽治君） 議案第100号について御説明をいたします。

議案第100号吉本市職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由は記載のとおりでございます。議案関係資料の新旧対照表により、御説明をいたしたいと思っております。

新旧対照表の1ページをお開きいただきたいと思っております。左側が現行、右側が改正案でございます。1ページの下から2ページにかけて、第16条、特勤手当及び第17条、準特勤手当につきましては、その支給範囲から、国から派遣された薬剤師を削除するものでございます。

2ページ、第28条、宿日直手当でございますが、宿日直手当の薬剤師の支給額を一般職員と

同額に改めるものでございます。また2項については、年末年始の割り増し率、5割増しを廃止するものでございます。

次に、4ページ、第36条、三島地区に勤務し、居住する職員に対する僻地手当でございますが、これを廃止することとしております。

第38条、夜間看護手当でございますが、助産師、看護師などの深夜業務に対する手当でございますが、夜間勤務手当との併給となっておりますので、廃止するものでございます。

5ページ、第39条、特殊業務手当でございます。市民病院、老人ホームなどの職員に支給をしているもので、廃止といたしております。

6ページ、第40条、救急手当で、医師等が緊急に勤務した場合に支給するものでございますが、薬局長、放射線技師長等は管理職でございますので、それらについては廃止するように改めるものでございます。

7ページ、第42条、技師手当でございますが、一律30%削減するものでございます。

なお、条項の廃止による条項の繰り上げ等の整理を行っております。施行日は7月1日でございます。

次に、議案第101号吉崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、提案理由は記載のとおりでございます。新旧対照表の10ページをご覧くださいと思います。

第2条は特殊勤務手当の種類で、20の手当のうち16の手当を廃止するものでございます。

11ページ、第3条、収入役職務代理手当、これについて廃止をいたします。

第4条の税の滞納処分、従事手当についても廃止としております。

次に、12ページ、第5条、感染症、防疫作業等従事手当、これにつきましては減額改定をするものでございます。

第6条の船舶運行業務手当は廃止としております。

13ページ、第8条の水道技術管理業務手当、第9条の予防接種従事手当、第10条の税務手当、第11条の保健指導業務手当をそれぞれ廃止とすることとしております。

次に、14ページ、第12条の放射線取り扱い手当、第13条の病理検査作業手当、第16条の麻薬管理手当の各手当を廃止といたしております。

15ページ、第17条、消防機関員手当、第18条、救急出動手当、第19条、夜間特殊勤務手当、消防士の各手当を廃止するものでございます。

また第20条は特別養護老人ホームの夜間介護手当でございますが、夜間勤務手当との併給でございますので、これも廃止といたしております。

16ページ、第21条は、福祉事務所の現業事務職員の社会福祉業務手当、第22条は、国保直営診療所看護師業務手当の各手当を廃止をするものでございます。本条例におきましても、廃

止に伴う条項の繰り上げ等を整理を行っております。施行日は7月1日でございます。

次に、議案第102号吉岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、提案理由は記載のとおりでございます。

新旧対照表の18ページをご覧くださいと思います。第3条、職務手当、これは家畜診療所次長に対するもので30%をカットするものでございます。施行日は7月1日でございます。

次に、議案第103号訴訟上の和解について御説明をいたします。

損害賠償請求事件の和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、事件名、福岡簡易裁判所平成18年(八)第60078号、損害賠償請求事件。2、原告、福岡県粕屋町桶口久之、被告、吉岐市。3、和解の内容。(1)被告は原告に対し、本事件の紛争解決金として金3万円の支払い義務のあることを認め、これを平成18年7月10日までに原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。(2)原告は、その余の請求を放棄する。(3)原告と被告の間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。(4)訴訟費用は各自の負担とする。4、和解理由、本事件については福岡簡易裁判所から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解により原告と被告の訴訟経費が軽減されることなど早期解決が望ましいこと等を勘案し、和解しようとするものである。

以上でございます。よろしく願いいたします。

〔総務部長(松本 陽治君) 降壇〕

議長(深見 忠生君) 喜多産業経済部長。

〔産業経済部長(喜多 丈美君) 登壇〕

産業経済部長(喜多 丈美君) 議案第104号について御説明を申し上げます。

議案第104号八幡浦地区特定漁港整備工事(1工区)請負契約の締結について、提案理由でございますが、吉岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要がございます。八幡浦地区特定漁港整備工事(1工区)請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。本日その提出でございます。

契約の目的、八幡浦地区特定漁港整備工事(1工区)、契約の方法は指名競争入札でございます。契約金額3億5,495万2,500円、契約の相手方、吉岐市芦辺町諸吉二亦触560番2、株式会社岡本組代表取締役岡本一氏でございます。経過でございますが、6月の5日に入札を実施し、仮契約をいたしております。

次の裏のページでございますが、工事の内容といたしましては、外防波堤を60メートルで

ざいます。工期につきましては、契約の日から平成19年3月20日までで268日間を予定をいたしております。

次のページに図面をつけておりますが、今回出しましたのは、基礎工を60メートル、それから堤体工を60メートル、そして消波工60メートル、上部工60メートルということで、上まで完成するというようなことでございます。ただ全体計画はそこに書いておりますように、全体で300メートルを設置するものでございます。今回発注をいたしておりますのは、異形ブロックの作成据えつけ、それから方塊の作成据えつけ、それから捨て石、基礎工、上部工のコンクリートミキサー船による打設等を計画をいたしております。

よろしく御審議をいただきたいと思っております。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 長田市長。

〔市長（長田 徹君君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。平成18年6月26日提出でございます。

住所は、長崎県壱岐市勝本町立石中触739番地の1、氏名品川喜里、昭和21年10月15日生まれでございます。

提案理由といたしましては、平成18年の9月30日、福田敏委員の任期満了に伴いまして、後任を推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。平成18年6月26日提出でございます。

住所が、長崎県壱岐市郷ノ浦町片原触60番地の2、氏名久田清文、昭和21年2月26日生まれでございます。

提案理由といたしましては、壱岐市の区域におかれる人権擁護委員が1名増員されることとなったことから推薦者を推薦する必要があるため議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。

〔市長（長田 徹君君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 説明が終わりましたので、議案の調査研究のため、しばらく休憩をいたします。暫時休憩。再開を11時15分といたします。

午前11時02分休憩

.....
午前11時15分再開

議長（深見 忠生君） 再開します。

これから議案第100号吉岐市職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑ありませんか。22番、近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） まず、割とですね、こういう重要なことをですね、委員会で十分な審議ができないような体制、例えば追加案件で出すとか、その辺のねらいを何でかなという気がいたします。そこをちょっとお聞きいたします。

それとですね、それと一部分ですけども、新旧対照表の6ページですよ、例えば、第40条の医師が1万円は、まあこれはいいんですけども、結果的には薬局長とか放射線、この辺は、今後は時間外勤務手当でカバーするということですかね。要するに手当は出さないかわりに、市長は特殊勤務手当の見直しとかそういうことですけども、時間外手当は関係ないですよ。だから今後はこれ時間外手当でカバーするのかなですね、もう全く時間外手当も出さないのか、その辺ちょっとお聞きをいたします。2点です。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 追加の理由でございますが、当初市長の行政報告の中にもあったかと思いますが、現場あるいは職員組合との協議をしております、今議会中に最終的に何とかまとめたということで追加となったということでございます。

それから薬局長等については先ほど申し上げましたように、管理職ということで手当は廃止をいたしております。管理職手当が出ますので時間外はございません。

議長（深見 忠生君） 22番、近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） 大体前から聞いてはおったんですよ。その辺のことは。ただですね、職員組合と話し合いができたと言いながらね、やはり職員のやる気とかですね、仕事に対する意欲の欠如にですね、この辺がなければいいんですけどもね、どうしてもその辺がもしも出てくればね、結果的には住民サービスの低下を招くわけですから、その辺も十分職員組合と話し合いをしながら詰めていっていただきたいという気はいたしますが、その辺はいかがですか。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 組合の方も現在の市の状況、特に病院等の財政状況等については十分理解をしてくれております。そういった中で今回も非常に真摯な話し合いができたというふうに思っております。理解をしていただいたと思っております。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。25番、小園議員。

議員（25番 小園 寛昭君） 技師手当の薬剤師の手当でございますが、技師手当全般的に3割をカットされているというような内容ですけども、薬剤師は過去に現在の手当では到底雇えないので、1万円から10万円に上げた経過があったらろうというふうに思います。で、そう

ということで薬剤師を確保されただろうというふうに思っているわけですが。確保されたらすぐにまたこの3割、3万円の手当をカットするというので。言いたいのはですね、信義に反する行為ではないかと。自分たちの都合でそういうふうにするということについて、市がですね、信義を問われるのではないかと懸念がございますが、そういう点は円満に解決ができているのであるかどうか、お尋ねいたします。

議長（深見 忠生君） 澤木助役。

助役（澤木 満義君） 25番議員にお答えをいたしますけれども、確かに薬剤師につきましては民間との格差があるということから、前に10万円に上げた経過がございます。そのような中でまだわずか1年足らずでこうやって下げることでございますけれども、これにつきましては、当然職員も理解をしてくれて、今回のこうした改正に割ったわけでございます。これは御理解願いたいと思います。

議長（深見 忠生君） 小園議員。

議員（25番 小園 寛昭君） 疑われないようにやっていただきたいということを述べまして終わります。

議長（深見 忠生君） ほかに。1番、音嶋議員。

議員（1番 音嶋 正吾君） 最終日になってですね。上程された理由をお聞きをいたしたいというのが一つです。開会の折に議会運営委員長の報告にございましたので、委員会付託をしないで議案を上げる案件があるということでございますが、これは本来ですね、条例の改正であり、もっと慎重にですね、協議をすべきものではないかと思えます。例えば、議案100号から102号に関し、今議案100号の審議をしておるわけですが、もっと調査研究すべきじゃないかというふうな感じで当初こういう議案は上げるべきと考えますが、理事者側の答弁を求めたいと思います。

議長（深見 忠生君） 長田市長。

市長（長田 徹君） 今の言われたのはわかるんですけど、行政報告でもその旨は今組合との交渉中ということでしておりました。そこで最終日に追加議案と提案するというようなこともお伝えしとったわけでございます。そういうことで今回提案の運びになったわけでございます。そういうことで、もし委員会がという議会側のお話であればそのような形にもなるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） 音嶋議員。

議員（1番 音嶋 正吾君） 私が報告内容を聞きそびれておりましたことは反省はいたします。ただ重要であろうと私は思うんですね。廃止削減のみであるからいいというような問題ではない

と思います。やはり職務体系、労務体系のですね、根幹にかかわる問題もあります。やはり慎重に審議をすべき問題と考えておりますので、今後ひとつそういった面を含めてですね、考慮していただきたいと考えております。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。6番、町田議員。

議員（6番 町田 正一君） 議案第100号、附則の第2項についてちょっと説明をお願いします。経過措置の分ですね。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） この経過措置は第28条、100号の中の附則でございますが、経過措置は28条が宿日直手当、それから第38条が夜間看護手当、第40条が緊急手当、これにつきましては、6月に業務したものが7月に支給となるということで、7月の支給については従前の例によるということでございます。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） ほかに質疑がないようですので、議案第100号についての質疑を終わります。

次に、議案第101号壱岐市職員特殊勤務手当に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。21番、市山議員。

議員（21番 市山 繁君） 行政報告にもあっておりましたが、年間これは4,000万円の予定の特殊勤務の全額ですか。そうしますと、病院関係が大体幾らぐらいか、そしてまた一般の特殊手当は幾らぐらいか、ちょっとわかればお伺いしたいと思います。

それでこの間私、一般質問で申しましたように、分子型、分母型があるわけですから、減額するのは、これはもう賃金カットは安いことでございますけれども、やはりですね、ちょっと関連ですけれども職員さん方の人間ドックでもですね、何百人おいでですから、5万円かかっても例えば100人おると500万円になるわけですからね、そういうことを考えて職員の意欲を失わないようにしていただきたいと思っておりますので。一応病院関係はどのくらいのこの手当で削減なのか、そしてまた三島丸とかいろいろ4点ぐらいありますね、その内訳がわかりましたらひとつ。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 大変申しわけございませんが、それぞれ分けて、病院関係が幾らになるということについてはちょっと今数字を出しておりません。全体で約4,000万円程度ということで申し上げておりましたが、約4,000万円を少し切るということでございます。先ほど申し上げましたように、それぞれの分野ごとの数字については今持ち合わせておりませんの

でお許しをいただきたいと思います。

議長（深見 忠生君） 市山議員。

議員（21番 市山 繁君） 予定が4,000万円ということになると、予定上げるまでに基礎があるわけでしょう。それ幾らか、概略は1年間でこのくらいですから1年間どのくらいということはわかるわけですから、病院だけが4,000万円じゃないことはわかっておりますからですね、その点、大体予定立てる前に幾らかわかってるはずなんです。

議長（深見 忠生君） 長田市長。

市長（長田 徹君） 今調べておりますのでその時間をお借りいたしまして答弁でございます。市山議員が言われましたように、分子、分母の件で、分母も結局収益をいかに上げるかも大切でございます。そういうことで今経費削減の件で今、経費削減と申しますが、ちょっと特殊勤務手当の件で提案しているわけでございます。職員の、先ほど近藤議員からもお話がございました。本当に職員のやる気をなくしたらいけないわけでございます。しかし、職員とも話し合いをしながら、やはり現況もわかっていただいて、いろいろやる気がなくさないような、そういうふうな形で今現状を交渉して、そのお話ができたものでございます。もうしばらく、今ちょっと数字につきましては、今ちょっと調べておりますんで時間をいただきたいと思います。

議長（深見 忠生君） 21番、市山議員。

議員（21番 市山 繁君） いわゆる今分子型、分母型と言っておりますが、例えば病院関係はこの4,000万円のうちに2,000万円としますね。そうしたときに人間ドックを使ったらですね、職員だけで300人、400人おるわけですから、5万円使うと2,000万円出てくるわけです。そういうことですね、特殊勤務についても必要なものはやっぱ残さないかと、そういうことを私は言っておるわけですから、意欲が落ちんようにですね、そして常識ある医療ができるようにということです。

議長（深見 忠生君） わかりますか。（発言する者あり）後でいいですか。それじゃ報告は後で御報告をお願いをいたします。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） ほかにないようですので、議案第101号についての質疑を終わります。

次に、議案第102号壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第102号についての質疑を終わります。

次に、議案第103号訴訟上の和解について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第103号についての質疑を終わります。

次に、議案第104号八幡浦地区特定漁業漁港整備工事（1工区）請負契約の締結について質疑を行います。質疑ありませんか。23番、牧永議員。

議員（23番 牧永 護君） 非常に財政が厳しい中ですね、近ごろ何回かの入札で失格というのが非常に多いわけですね、大切な財源を扱ってですね。最低価格を割って失格というのはですね、そちらの最低価格を求めるためのですね、最低の基準がですね、私たちからいえば間違ってるんじゃないかと。こういう安い事業であろうという業者は幾らにもいっぱいおられてですね、失格というのは非常におかしい。算定の基準が間違ってるんじゃないかと思えますけど、その答弁をお願いします。

議長（深見 忠生君） 執行部。長田市長。

市長（長田 徹君） 今非常に厳しい状況ということで、なかなか入札も最低価格しておりますが、それが失格という形が確かに目立っております。この最低価格もですね、やはりそれ以上下げると、余り工事費が下がると、工事にも手抜きとかそういうことが懸念されるということで、ある程度そういう基準がありますので、そういう意味で最低価格というものは基準を示してあるところでございます。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） 23番、牧永議員。

議員（23番 牧永 護君） 今の答弁はですね、非常に私たちは納得できません。安かったからですね、手抜きをすとかじゃなくてですね。ちゃんと管理監督するのがあるわけですから。ひどく安うしたら手抜きされるとかいう、そういうですね、答弁が議会にあるなどと思いません。

議長（深見 忠生君） 長田市長。

市長（長田 徹君） 議会に通じることはないということで、ちゃんとそのような法的にうたい方もしてある文書もございます。

議長（深見 忠生君） 喜多産業経済部長。

産業経済部長（喜多 丈美君） 最低制限価格につきましては、補助事業と起債事業につきましては、設計に係ります適正単価というのがございますので、そのうちの何%までというのが大体の目安で決まっております。それを苓崎市として決定をしてやっておりますので、それで御了解をいただきたいというふうに思っております。

議長（深見 忠生君） 牧永議員。

議員（23番 牧永 護君） そうすると、法の中で今最低のラインで設定額設けてあるのですね、私が言ってるのはこの件についてもですね、ほとんどの業者が失格ですね、仕事はしたいけど失格。その枠内で最低ラインでやってあるならもう言いませんけど、枠があって上の方で

とってあるんじゃないだろうかということを私は質問したわけです。

議長（深見 忠生君） 長田市長。

市長（長田 徹君） 今言う、余り下がるといういろいろな問題が、管理上の問題等がいろいろなことが出るということで、ある程度の数字が出ておるわけでございます。壱岐市の場合は、今最低価格もですね、ランダムという形で、これ県にちょっと見習いまして、そういう形でやっています。だから、最低価格がぴっちりとした数字が、その場その場の入札時でないとな数字が出ないような状況になっております。入札参加業者もやはり一生懸命仕事をとりたいたいということで、その中で頑張っておられます。そういうところで最低価格もその日にちょっと若干、その日のランダムとって抽選と申しますか、それによって率が若干変わることがありますので、非常にそういう点でこういうふうにな失格者も多くなっているのではなからうかと、このように判断をいたしております。

議長（深見 忠生君） ほかに質疑はございませんか。20番、瀬戸口議員。

議員（20番 瀬戸口和幸君） 今のに関連します。市長の最初の答弁と、それから牧永議員とのやりとりを聞いてますと、まあ確かに市長が言われた件について心配するのはもうもちろんあると思うんですが、実際具体的にですね、この制限価格が幾らであって、どのくらいの差があるんかということ、こうすればですね、私たちもそのくらいの程度だったらまあというようなものがありますので、最低制限価格を幾らにしとったのか、そしてついでに予定価格は幾らにしとって、実際達成率として何%ぐらいに納まっているのか等質問いたします。

議長（深見 忠生君） 長田市長。

市長（長田 徹君） これはなかなかここで数字を言うべきではなからうかと、このように思っておりますので御理解をいただきたいと思っております。

議長（深見 忠生君） 瀬戸口議員。

議員（20番 瀬戸口和幸君） 今のはですね、壱岐市としてのその見解ですか。ということはですね、よその市町村ではですね、逆に予定価格等を提示して入札してるところもあるわけですよ。そこからすれば、時勢になんかおくれてるというかですね、なんかすごくおかれてるという言葉に当てはまると思うんですが、その付近はどうお考えですか。

議長（深見 忠生君） 長田市長。

市長（長田 徹君） 確かに他の地区ではですね、予定価格をはっきり表示してるところもあるようでございます。その中で、今非常に指名じゃなくてですね、一般競争入札の取り入れも多くされております。壱岐市も合併して2年目でございます。1年目でもですね、いろいろ指名業者の4町の足並みと申しますか、その中で今年2年目に向けたわけでございます。そこで今後の情勢としては今よそでもしてやれることも当然考えていかなければならないとも思っております。

しかし、現在今のところではこの2年目に当たりましてはそういう形でやっているところがございます。

議長（深見 忠生君） 瀬戸口議員。

議員（20番 瀬戸口和幸君） 予定価格はまあわかります、わかるような気もしますけど、最低制限価格も出せませんか。ということからすると、最初の市長の答弁です、その最低制限価格を割って手抜きのかかかんとかって言われてもわからんでもないんだけど、最低制限価格に対して近い線で何しとるんだからといって、私たちが数字的な何で、ああ、そのくらいだったらまあ納得できるというようななんもあると思うんですよ。最低制限価格だけでも出せませんか。

議長（深見 忠生君） 長田市長。

市長（長田 徹君） 私としてはどうかと思いますが、ランダムでやっておりますので、その範囲があるから、じゃあ申したいと思います。

大体87.00から87.99 予定価格掛けるのです、大体そういう割合でございます。だから87.幾つかというのは、その当日じゃないとわからないわけです。だからいろいろ入札参加業者も一生懸命このくらいだろう、このくらいだろうというような形で、そして失格者が多くふえてるのではなからうかと、このように私は判断をいたしております。

議長（深見 忠生君） 10番、豊坂議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） 私はですね、この議案に対して前回の契約議案の中に石田の体育館があったと思います。このときには最低価格が表示、議案の中に表示してあったと思いますが、議案をちょっと確認願います。予定価格か最低か、表示があったと思いますが、議案の確認を願います。

議長（深見 忠生君） 豊坂議員、確認だけでよかったですか。

議員（10番 豊坂 敏文君） 最低価格の表示があったと思うわけですが、議案の一貫性がないということを言いたいわけですが。だから確認を願いたいと思います。

議長（深見 忠生君） 執行部、答弁をお願いします。澤木助役。

助役（澤木 満義君） 10番議員にお答えをいたしますけれども、石田のときの契約関係の議案について、あったということですが、多分入ってなかったというふうに私たちは思うわけですが。それで今回はなくて、前回はあったということがあってはいけないわけですから、なかったというふうに我々は理解しております。

議長（深見 忠生君） 10番、豊坂議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） こっちの勘違いであればいいですが、もしあったとすれば一貫性がないということを指摘をしておきます。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。12番、中村議員。

議員（１２番 中村出征雄君） １点だけお伺いしたいと思いますが、最低制限価格は、県あるいは国の指導があってこういうふうになったのか、それとも一つは市の一般の単独事業でも同じように制限価格を設けてあるのかどうか、この２点についてお尋ねをいたします。

議長（深見 忠生君） 喜多産業経済部長。

産業経済部長（喜多 丈美君） 補助事業と起債事業については一応最低制限価格を設けるようにいたしております。市の単独事業については設けないこともあり得ます。以上です。

議長（深見 忠生君） ほかにありませんか。２２番、近藤議員。

議員（２２番 近藤 団一君） 豊坂議員につけ加えですけどですね、やはり先ほど部長がですよ、適正単価の何%までということですね、市長もランダムと言いましたけども、やはりこれをする以上は、どんな場合でも今後してほしいというわけですよ。これはしない、あれはしない、要するに市の方の采配でですね、した、しないをしないようにですね、やはり業者にもそういう通達を出して、ぴしゃっとやっぱり後はしてほしいという気がするんですが、その辺はいかがですか。なんか今まで見てたらですね、なんか都合でですね、したりせんやったりというようなのが見受けられましたので特に意見を申し上げておきます。いかがですか、その辺は。

議長（深見 忠生君） 喜多産業経済部長。

産業経済部長（喜多 丈美君） 最低制限価格についてはありなしは執行通知のときにちゃんと業者に通知をいたしております。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。２４番、赤木議員。

議員（２４番 赤木 英機君） この議案は、請負契約の締結でございますけど、１点ちょっとお聞きしたいんですが、ここは御承知のように内海という淡水が流れ込む、今特に河川を整備されまして、幡鉾川の非常に流水が多くなったということで、いつも内海が非常に濁るっていいですか、そういう雨のときは、汽水が随分広がってくるわけですね。いわゆる３００メートルですから、私、中のいろんな生態系の状況が今後なってくるんじゃないだろうか、あそこにいろいろ真珠の養殖もされておりますし、前回もいろんな補償問題で相当の時間と経費を費やした経過がございますし、これ県の相手ですが。

そういうことで、何万年のああいう、あそこに内海があるわけですが、Ｌ３００出して、果たして今後の汽水の広まるのによって中の生態系が狂ってくるんじゃないだろうかという気をいたすわけですが、その点は環境調査なんかされては恐らくあると思いますし、特に私、東部漁協の方にお聞きしますと、余りこの工事の話は知らんという漁師さんもおられるわけですね。非常にそういうところ不透明な部分があるわけですが、その点をちょっとお聞きしとかんと私も住民の方に報告を申し上げないかんもんですから、ひとつよろしくお願いたしたいと思います。

議長（深見 忠生君） 喜多産業経済部長。

産業経済部長（喜多 丈美君） 赤木議員の質問にお答えをいたしたいと思いますが、御指摘のとおり、昨年17年の工事を発注する際に対岸の方から調査の要請がございまして、コンサルを入れて調査をいたしております。

その結果によりますと、生態系については今の状況より若干変わるところはあるけども大勢にはそう影響がないという結果が出ております。それともう一つは、この部分につきましては、壱岐では大島岸壁にやっておりますが、壱岐では初めてでございまして、自然調和型漁港づくりということで、全体300メートルのうちに手前のうちの70メートル、それから先の一番突堤の100メートルだけを方塊で上がりまして、途中はケーソンで上がりまして、10メートルピッチで穴をあけるようにしております。ですから、下は海流が通るといような工法で今回考えておりますので、普通空いておるときのようには潮は入れかわりはないでしょうけども、ある程度の部分の潮の入れかわりはあるといような整備をするようにいたしております。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） 24番、赤木議員。

議員（24番 赤木 英機君） 部長の説明はよくわかるわけですが、このコンサルというのが今までにですね、コンサルの当たったためしがないような気がいたすわけですね。特に筒城なんかでも砂の動きなんかでもコンサルは一つも原因がわからんということで、私たちはわかってるわけですが。

そういうことで何におきましても、従前よりも水の流れが激しくなったのは事実なんですよ。幡鉾が河川整備しましたから。ましてそういう水の流れが多くなった反面、またその外を仕切るということは私はこれは生態系等に相当の影響を及ぼすと思いますけど、執行の方がコンサルにも頼んだし、間違いないと言われますが、しかし工事が終わって何年かしてそのように狂い出したときだれが責任をとるのか、私、その点は確認をしますけど、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

議長（深見 忠生君） 22番、近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） 図面ちょっと気づいたんですけどもですね、ここの色分けしてある全長大体180メートルぐらいですよ、縮尺でいけば。で、要するに議会やったらこういう適当な図面でもいいといようなことでお考えでこういう図面を出されたのかですね、もう下にちゃんと出とるやないですか、メートルあたりはですね。だからその辺をちょっとお聞きをいたします。

議長（深見 忠生君） 喜多産業経済部長。

産業経済部長（喜多 丈美君） 全体としては、先ほどから申し上げておりますように300メートル出します。ただし、今回工事をしますのは、上まで完成断面で基礎工を含めまし

て60メートルということで、赤色の着色をしております。下の方に黄色の着色をしておりますのは、平成17年度で床掘りをいたしておるものですから、その分で平成17年度の工事はこういう図面をかいております。（「これ、ちょっと意味がわかってない、答弁になってないです。」と呼ぶ者あり）大変申しわけないです。質問の趣旨を理解をいたしておりませんでした。縮尺の分と図面との、あれは縮尺は関係なくわかりやすいように長くかいておるようです。申しわけないです。（「短くやないとですか。」と呼ぶ者あり）

議長（深見 忠生君） 近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） あのですね、やっぱりある程度こういうものは、正確にですね、やっぱり出していただきたいと思う。前でもそうですよ、200を400じゃ大分違うわけでしょう、ねえ、100が200じゃ違うわけですからね、その辺でですね、とにかくやっぱりもうちょっとですね、図面あたりはぴしゃっと出していただきたい。前から言いよるでしょう。議員はどうせ見きらんとやけんという気持ちならそれでも構いませんよ。

議長（深見 忠生君） 喜多産業経済部長。

産業経済部長（喜多 丈美君） 大変失礼しました。申しわけございません。今後注意します。

議長（深見 忠生君） ほかに質疑がございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第104号についての質疑を終わります。

次に、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について、質疑を行います。質疑ありませんか。

20番、瀬戸口議員。

議員（20番 瀬戸口和幸君） 質問、3号、4号も一緒なんですけど、このお2人の名前が出てくるわけなんですけど、経歴というのは全然私たちわからないわけですね。経歴等を一応紹介していただきたいと思います。

議長（深見 忠生君） 長田市長。

市長（長田 徹君） まず品川喜里さんでございますが、生年月日は先ほど申し上げたとおりでございます。昭和40年に壱岐高を卒業されまして、7月に初山の郵便局に勤務をされております。今年度の3月に芦辺郵便局に勤務されて退職をなされた方でございます。

次に、久田清文さんは、生年月日は先ほど申し上げたとおりでございますが、今年の3月まで霞翠小学校の校長をしておられまして退職された方でございます。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、諮問第3号についての質疑を終わります。

次に、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について、質疑を行います。質疑はありませんか。
22番、近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） 特に問題ないんですが、久田さんについてですね、奥さんについてちょっとお聞きをいたします。特に民生委員とか人権擁護委員とかですね、その辺をされてないかどうか、その辺ちょっとお聞きをいたします。夫婦でしてる場合に、いろいろ問題が出てきたりする場合がありますので、ちょっと参考までにお聞きをしているわけです。 おわかりになりますか。

議長（深見 忠生君） 市長。

市長（長田 徹君） 当然そういうことも勘案して提案をしなければいけないわけですが、たしか以前は婦人会長とかされていた記憶がありますが、公職としては多分 すいません、多分という言葉は非常に失礼とは思いますが、多分ついてなかったと、このように記憶をいたしております。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑はないようですので、諮問第4号についての質疑を終わります。

お諮りします。議案第100号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正についてから、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてまで7件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第100号から諮問第4号まで7件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから議案第100号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第100号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第101号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第102号壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号訴訟上の和解について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第103号訴訟上の和解については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号八幡浦地区特定漁業整備工事（1工区）請負契約の締結について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第104号八幡浦地区特定漁港整備工事（1工区）請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案はこれに了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

次に、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案はこれに了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

日程第36・発議第3号

議長（深見 忠生君） 次に、日程第36、発議第3号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。13番、鵜瀬和博議員、お願いします。

〔提出者（鵜瀬 和博君） 登壇〕

議員（13番 鵜瀬 和博君） 発議第3号提出者鵜瀬和博、賛成者町田光浩、同じく坂本拓史。義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）、義務教育費の国庫負担制度は憲法の保障するひとしく教育を受ける権利、あるいは教育を受けさせる義務の基本的理念を具現化するため、国が必要な経費を負担することによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度であり、現行教育制度の重要な根幹となっています。

しかし、政府与党合意によって2006年度から義務教育費国庫負担金については国負担が2分の1から3分の1に変更されます。3分の1にすることは、地方交付税に依存する割合が高まることとなります。三位一体改革で今後の焦点は地方交付税ですが、削減は必至と言えます。全国的な教育水準の確保や地方財政を圧迫させないためには、これ以上の国庫負担金の削減はすべきではありません。

現在の三位一体の改革の議論では、国と県、市町村の役割分担や財源配分のあり方を明らかにしないまま国庫補助金負担金の削減を優先した検討がされています。義務教育費国庫負担金全額廃止して、その分が税源移譲されたとしても本県のように財源の乏しい地方団体が財源不足に陥り、県財政を圧迫することが予想されます。教育行政の推進に多大な影響を及ぼすことは明らか

です。地方の自由度を拡大するための改革であるならば、現在の義務教育費国庫負担制度を維持しながら地方の裁量で何ができるかといった見直しこそ進めるべきです。

よって、政府におかれましては、義務教育費国庫負担制度の基本理念に基づき、現行制度を引き続き堅持されることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。平成18年6月26日、長崎県壱岐市議会、提出先は内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、総務大臣となっております。

〔提出者（鶴瀬 和博君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これから、発議3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、発議第3号の質疑を終わります。

お諮りします。発議第3号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会の付託を省略することに決定されました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第3号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第37．委員会の閉会中の継続審査及び調査の件

議長（深見 忠生君） 次に、日程第37、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から会議規則第104条の規定によってお手元に配付のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定しました。

日程第38．議員派遣の件

議長（深見 忠生君） 次に、日程第38、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議員の派遣の件は可決されました。

お諮りします。今期定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。よって、そのとおりに取り計らうことに決定しました。

議長（深見 忠生君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで長田市長よりごあいさつの申し出がっておりますので、許します。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 議会の閉会に当たり、一言お礼を兼ねてごあいさつを申し上げます。

去る6月9日より18日間にわたりまして、本会議並びに委員会を通じて慎重に御審議をいただき、全議案可決、御承認、まことにありがとうございました。今後も市民及び議会の皆様方の期待にこたえるべく一生懸命努力をいたす所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻をお願いをいたしまして、簡単ではございますが、閉会のあいさつといたします。大変御苦勞でございました。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 以上をもちまして、平成18年第2回吉岐市議会定例会を閉会いたします。大変皆さんお疲れでございました。ありがとうございました。

午後0時04分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 深見 忠生

署名議員 馬場 忠裕

署名議員 久間 進

署名議員 大久保洪昭